

令和7年3月25日

# 令和7年3月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月25日（火）午後1時25分から午後2時30分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬  
3番 岩本 達也  
4番 阿部 義明  
5番 吉浦 武夫  
6番 山口 裕美  
7番 上田 敏雄  
8番 藤井 利夫  
9番 綱木 厚夫  
10番 桑内 千恵美  
11番 廣瀬 茂晴  
12番 上田 武志  
13番 近久 光雄  
14番 大西 佐知子

### 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 7号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第11号 非農地証明願について
- 報告第 5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第 6号 農用地利用集積計画の合意解約について
- 報告第 7号 農地法第18条の規定による通知について

局長 ただいまより令和7年3月石井町農業委員会総会を開会いたします。

田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日の出席委員は、14名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長をお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は3番、岩本委員、4番、阿部委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第7号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第7号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

石井町長より、令和7年3月6日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が14件、更新が16件、農地中間管理権の新規が2件、更新が0件で、合計32件、66筆、58,477㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は2件です。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号30から31については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。  
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、受付番号30について、浦庄字上浦の担当であります4番、阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第8号、農地法第3条許可申請、受付番号30について説明いたします。  
3月18日に岩本委員、吉浦委員と私の3名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。  
申請地は、浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記及び現況が田、770㎡、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏との売買による所有権移転です。  
周囲は稲作地帯であります。申請地は、稲作の後に休耕状態にあり、今後、耕耘して耕作するとのことです。  
譲渡人は高齢のため耕作困難であることから農地を譲りたいと希望し、譲受人との売買にいたったとのことです。  
譲受人は、現在、水稻やほうれん草を栽培し、農業経営に必要な農機具は、すべて所有しております。  
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号30について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号30は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号31について、藍畑字西覚円の担当であります9番、綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9 番 議案第8号、受付番号31について説明いたします。  
3月20日に案内委員、廣瀬委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条許可申請、所有権移転の件で委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査確認を行いました。  
申請地は、藍畑字西覚円〇〇〇番〇、登記及び現況が畑、230㎡です。  
譲渡人の〇〇〇〇氏は、高齢のため現在の耕作地をすべて維持していくことが困難であることから、譲受人との売買にいたったとのことです。  
譲受人は、申請地の周囲に農地を所有し耕作を行っております。  
大型農機具は、トラクターを所有しており、今後の耕作に問題はないと思われま  
す。  
よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号31について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号31は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事

務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については1件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号32については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号32について、高原字桑島の担当であります7番、上田敏雄委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

7番 議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、受付番号32について説明いたします。

3月17日に藤井会長職務代理、山口委員と私の3名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、高原字桑島〇〇〇番〇、登記が田、現況が畑、210㎡で、申請人の宅地に隣接しております。

申請人は、住宅の建て替えにあたり必要な敷地の確保と、事業用駐車場を整備するため、現在の宅地と申請地を一体利用する計画で申請を行っております。

申請地の周囲は、西側が先述の宅地、南側は麻名用水利改良区の水路、東側と北側は農地です。

転用計画では、北側と東側にコンクリートブロックを新設します。

造成については山土による盛土はなく、工事で出た土で行うとのことです。

麻名用水利改良区の意見書が添付されております。転用においては南側水路の土揚場に防草シートを敷いて管理することが条件とされており、土地利用計画図にこのことが表示されております。

宅地の西側の町道から進入し、給水管を引き込みます。

排水は、浄化槽を通して麻名用水利改良区の水路に放流します。

近隣の農地に被害が無いように十分に配慮することが、許可申請書に記載されております。

以上のことから許可やむを得ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いします。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号32の申請地は、令和7年2月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま上田敏雄委員が説明されたとおりです。

転用目的は、現在の宅地である桑島△△△番△に建てられた一般住宅の建替と、株式会社〇〇で行っているコンサルティング、カウンセリング業の来客者用駐車場です。

徳島県東部県土整備局に認められていることは、都市計画適合証明書で確認できます。

事業内容は、法人登記の履歴事項全部証明書等で確認できます。

申請地は、西側は既存の住宅地、南側は用水路、東側と北側は田です。既存宅地が接する町道から住宅及び来客の進入路をとります。

造成については、申請地の北側と東側に新ブロック塀を設置し、既存宅地の高さに合わせて盛土をします。土砂の流出等の問題は無いものと思われま

す。水道は、既存宅地の西側の町道を通る水道管から引き込みます。

生活排水は合併浄化槽から麻名用土地改良区の用水に流します。

麻名用土地改良区の意見書及び放流同意書が添付されております。

融資証明書により十分な資金があることが確認できます。

近隣の農地に被害が無いように十分配慮し、問題が生じた場合は適切に対処することが許可申請書に明記されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ許可はやむをえないのでないかと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号32について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号32は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見につい

ては2件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号33から34については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号33について、高川原字高川原の担当であります13番、近久委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、受付番号33について説明いたします。

これは、1,000㎡を超える農地転用であるため、3月17日に田幡会長、藤井会長職務代理、上田武志委員、大西委員と私、事務局からは片岡主幹が出席し、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、高川原字高川原〇〇〇番〇外3筆の田畑、資材置場への農地転用です。貸人が代表取締役を務める有限会社に賃貸借します。

周辺の耕作者と協議済みです。進入経路となる町道は整備されており、資材の搬入等に問題はありません。

よって、許可やむを得ないと思われまますので、審議のほどよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号33の申請地は、令和7年2月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま近久委員が説明されたとおりです。

申請地は高川原字高川原〇〇〇外3筆の田及び畑で、転用面積は計1,571㎡で、併せて利用する土地である高川原△△△番△の雑種地等とともに資材置場として利用します。事業地の面積は、合計1,958.03㎡となります。

事業拡張により現在使用している資材置場では面積が不足するため、天神の事業所から近く、町道が整備されている申請地を新たに資材置場とします。

貸人が代表取締役を務める有限会社と賃貸借契約を締結し、碎石、型枠などの外、トラックや重機を置きます。

現況地盤からは15cmから45cm、山土で盛土します。

申請時点では隣地境界から余裕を持って高さをつりつける計画でしたが、これを変更して新設擁壁を設置したいのとのことであり、土砂の流出等のおそれは無いと思われまます。

進入路は東側の町道です。雨水は地下浸透です。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。  
有限会社の預金残高証明書により十分な資金があることが確認できます。  
農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ許可はやむをえないのではないかと考えております。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見なし)  
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。  
受付番号33について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号33は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号34について、高原字西高原の担当であります8番、藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、受付番号34について説明いたします。

3月17日に上田敏雄委員、山口委員と私の3名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士立ち会いのもと、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇、登記及び現況が田、304㎡です。

借人は現在、〇〇市のアパートに住んでおりますが、結婚を機に今後手狭となることから、貸人の農地を転用して分家住宅を建設します。

申請地は、北側が町道、南側が農地、西側が貸人の住宅地、東側が農地です。

町道から25cmの高さで擁壁を設置し、擁壁の5cm下まで山土で盛土します。

上水道は、北側町道の給水管から引き込みます。

生活排水は直接流す水路がないため、北側町道内に転用者が道路側溝を新設します。末流は県道になり、関係機関とは協議済みとのことです。

徳島県に提出する開発許可申請書の写しも添付されております。

農地転用に関して周囲に被害が無いように注意し、万一被害が生じた場合は、転

用者の責任において対処することが申請書に明記されております。  
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号34の申請地は、令和7年2月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

申請地である西高原〇〇〇番〇は、実家の住宅敷地である西高原△△△番△の東に隣接し、独立した分家住宅として転用します。

申請地の北側と東側に新設擁壁を設置し、町道に高さを合わせて造成します。土砂の流出等の問題は無いものと思われまます。

申請地の周囲は、西側が実家のブロック塀を境とした宅地、北側が町道です。

南側と東側は、田となっておりますが、農地への影響はないとのこととです。

進入路は北側の町道です。

生活排水は合併浄化槽から町道側溝に流します。既存側溝が無いとため転用者が施工することで石井町建設課と協議済みです。

なお、排水は町道側溝から県道に流れ、末流は河川になるとのこととです。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

融資証明書により十分な資金があることが確認できます。

開発行為許可申請書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ許可はやむをえないのでないかと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようございませので採決をいたします。

受付番号34について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございませので、受付番号34は許可相当という意見を県知事に送付

いたします。

議 長 次に議案第11号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については3件です。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号35から37については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
それでは受付番号35について、高原字関の担当であります6番、山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6 番 議案第11号、非農地証明願について、受付番号35について説明いたします。  
3月17日に藤井会長職務代理、上田敏雄委員と私の3名で申請地に出向き、申請者に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。  
申請地は高原字関〇〇〇番〇、登記が田、現況が宅地、129㎡です。  
申請者は昭和44年頃、申請地に隣接する関△△△番△を農地法第5条申請で取得したそうです。  
関△△△番△の売買時に、登記地積が211㎡で現地での説明も受け、住宅建設に十分な面積であると判断して購入したそうです。  
当時は国土調査が入っていない区域であったため、登記面積により農地転用等の公的審査が通ったとのこと。  
そして、平成9年の国土調査が行われた時に、関△△△番△が実測で92㎡しかなく、現況の住宅敷地、地積221㎡の中に申請地が含まれていることが判明したことから、平成28年に時効取得で申請地を取得し、名義変更を行いました。  
今回、申請者は早期に違法状態となっている現状を解消したいと思い、非農地証明願いを申請したとのこと。  
よって、非農地証明交付相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号35の申請地は、令和7年2月に農用地区域から除外された第2種農地です。  
概要につきましては、ただいま山口委員が説明されたとおりです。  
申請地は関△△△番△の宅地とともに一体で住宅の敷地として利用されてきたとのこと。  
現在も住宅敷地となっていることから、農地への復元は著しく困難です。

少なくとも20年以上前から現在の状況であったことは、平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問、意見なし)  
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。受付番号35について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号35は、非農地証明書を交付いたします。

議長 続きまして、受付番号36について、高川原字桜間の担当であります14番、大西委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第11号、非農地証明願について、受付番号36について説明いたします。3月17日に上田武志委員、近久委員と私の3名と事務局からは片岡主幹が出席し、委任を受けた行政書士及び関係者に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。申請地は高川原字桜間〇〇〇番〇、登記が田、現況は宅地と判断せざるをえない状態です。地積は62㎡です。申請地の北側は町道、南側は△△△△氏の宅地、西側は農地、東側は宅地への進入路となっております。昭和44年以前には申請地が進入路等の住宅敷地になっていたとのことです。△△△△氏は、その後、住宅及び宅地を購入したそうです。また、△△△△氏は、後に浄化槽を設置するため申請地を売買したそうですが、登記申請に必要な手続きは取らなかったとのことです。農地への復元は著しく困難で、非農地証明の交付はやむをえないと考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号36の申請地は、昭和46年5月以前から農用地区域の農地でなかった第2種農地です。このことについては、石井町の証明書の写しで確認できます。

概要につきましては、ただいま大西委員が説明されたとおりです。

申請地は、桜間△△△番△とともに△△△△氏の住宅敷地となっていたとのことです。

このことは、昭和44年5月1日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

申請地は土地改良区や水利組合の管理する区域に属しないことが、誓約書で述べられています。

委任を受けた行政書士が申請地を回りだしたところ、住宅の建物の一部や浄化槽、進入路になっております。土の部分も建物陰地であることから耕作は不可能で、申請地全体の利用状態から非農地判断の対象と考えられます。

また、△△△△氏にも聞き取り調査を行ったところ、申請者から土地を売買したものの登記に係る手続きは行わなかったとのことでした。

よって、申請地は20年以上前から農地性を失っており、今後も農地への復元は著しく困難と考えられます。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号36について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号36は、非農地証明書を交付いたします。

議長 続きまして、受付番号37について、高川原字天神の担当であります12番、上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第11号、非農地証明願について、受付番号37について説明いたします。

3月17日に近久委員と大西委員、私の3名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高川原字天神〇〇〇番〇、登記地目は畑、370㎡です。

現在は、東側にある申請者が所有する宅地にまたがって倉庫が建てられています。空中写真から平成15年4月時点で倉庫が存在したことが確認できます。

また、倉庫が宅地と申請地にまたがり東西の敷地の端まで建てられているとともに、倉庫の入り口が東側と西側、それぞれに作られ南側の町道から進入していることから、申請地を倉庫の敷地としていたことはあきらかです。

なお、申請地はコンクリートで舗装され、資材も置かれております。

このことから、農地に復元することは、著しく困難と考えられます。

申請地は土地改良区または水利組合に関する農地でないと申述書が提出されております。

以上のことから非農地証明書を交付することはやむをえないと判断します。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号37の申請地は、令和7年2月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま上田武志委員が説明されたとおりです。

申請地は天神△△△番△の宅地とともに一体で倉庫の敷地となっており、一部は資材置場として利用してきたとのことです。

現在も倉庫敷地となっていることから、農地への復元は著しく困難です。

少なくとも20年以上前から現在の状況であったことは、平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

申請地は土地改良区や水利組合の管理する区域に属しないことが、申述書で述べられています。

よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(13番、近久委員挙手)

13番 この申請だけではないのですが、非農地証明願が申請された登記が農地の土地については、宅地などの現況で固定資産税が課税されておりますか。

事務局 現況地目で課税されている申請が多いものの、すべてが宅地などで課税されているわけではありません。

非農地証明書の交付においては、農地性が20年以上前から失われていたことが明らかであるかいなかで判断せざるをえないところです。

なお、空中写真で判断しがたい申請については、20年以上前からの納税通知書も併せて提出していただき非農地判断を行っております。

議長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号37について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号37は、非農地証明書を交付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第5号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、1件受理しました。

報告第6号 農用地利用集積計画の合意解約については、3件受理しました。

報告第7号 農地法第18条の規定による通知については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは只今をもちまして、令和7年3月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため署名する。